

EP 特許出願に関する手数料の改正

手数料に関する規則改正により、2009年4月1日から、EP 特許出願について、以下の点が変更になります。

1) 2008年4月1日から必要となっている 16 個目からのクレーム 1 クレームごとに200ユーロの追加の手数料に加え、51 個目からのクレーム 1 クレームごとに500ユーロの追加の手数料が必要となります。すなわち、出願時に以下の追加の手数料が必要になります。

- ・16 個目から 50 個目のクレームについて、1 クレームごとに200ユーロの追加の手数料

- ・51 個目からのクレーム 1 クレームごとに500ユーロの追加の手数料

2) 35 頁を超える枚数(配列表は含まない)の出願については、出願費用の一部として 36 頁目から1頁ごとに12ユーロが必要になります。

3) 指定料につき、一律500ユーロで、全ての締約国が指定されることになります。

上記は全て、2009年4月1日以降に出願されるEP出願および2009年4月1日以降にEPOに移行する国際出願について、適用されます。

詳細は下記をご参照下さい。

<http://www.epo.org/patents/law/legal-texts/decisions/archive/14122007a.html>